

令和6年1月24日

専修学校の質の保証・向上に関する調査研究協力者会議

座長 吉岡知哉 殿

全国専修学校各種学校総連合会

会長 福田益和

職業教育体系の確立に資する専門学校の制度整備についての要望

日頃から専修学校振興のため、ご理解ご支援を賜りますこと、心より御礼申し上げます。

本連合会は、我が国における「職業教育体系の確立」を目指し、その中核である専修学校側から様々な提言を行ってきました。

今般の文部科学省「専修学校の質の保証・向上に関する調査研究協力者会議」(協力者会議)の議論が進む中で、専修学校振興構想懇談会(東京都専修学校各種学校協会)の提言内容が昨年7月の協力者会議で検討課題として取り上げられました。その後、本連合会において、国の制度改革の動向やこれまでの団体の事業活動を踏まえた検討課題の各論整理を行い、職業教育体系の確立に向けた専門学校の制度整備の方向性について別紙のとおりとりまとめました。

我が国の「職業教育体系の確立」、今後の職業教育全体の発展の契機ともなることを期待して、本連合会の提言を踏まえた制度改革の実現を要望いたします。

全国専修学校各種学校総連合会 専門学校制度整備について

全専各連が目指す職業教育体系の構築と専門学校の質の保証・向上、さらには専門学校教育の国内外における通用性の確保に向けた取り組みとして、以下の制度の整備が必要。

1. 「授業時数制」から「単位制」への移行
 - 単位制とすることで、他の高等教育機関との学習成果の整合が取りやすくなる（単位互換が容易になる）とともに、国際通用性の確保にも資する。
2. 称号の位置づけ
 - 専門士の称号について、現行の文科大臣告示による規定から、学校教育法での規定とすることにより、称号の社会的な位置づけを明確化する。
3. 高度専門士の区分制
 - 4年制の高度専門士課程については、従来体系的カリキュラムの一貫性が求められるとされ、いわゆる区分制は認められてこなかった経緯があるが、一定の要件を満たすものについては、「専攻科」を設けることにより区分制を可能とする。
4. 在籍者の呼称を「生徒」から「学生」へ
 - 現行、高等専修学校（高等課程）・一般課程を含めた専修学校制度の一部として「専門学校（専門課程）」が位置付けられているが、専門学校在籍者の呼称について「生徒」から「学生」に改める。
5. 第三者評価の導入
 - 専修学校の学校評価については、小学校の規定である学校教育法第42条を準用することが定められているが、高等教育機関である専門学校については職業教育機関として相応しい第三者評価制度を確立し努力義務化する。